

榛監第287001号
令和4年10月14日

請求人 ■■ ■■■ 様

榛東村監査委員 小池 秀樹

住民監査請求について

請求人が令和4年9月16日付けで提起した住民監査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

1 請求人

- (1) 住所 省略
- (2) 氏名 省略

2 請求年月日

令和4年9月16日

3 請求の要旨（原文のまま。ただし、「（3）その行為が、違法または不当であるとする理由」については、本決定に直接影響を及ぼさない内容と判断し、記載の一部を省略した。）

榛東村議会小山久利議長に関する請求の趣旨

1 監査請求の趣旨

- (1) 請求の対象となる機関、職員

榛東村議会議長 小山久利

- (2) 違法不当な公金支出

令和3年3月11日に榛東村議会が議決した出席停止の懲罰議決が、被懲罰議員より群馬県知事へ審決申請され、審理の結果、違法として榛東村議会にその議決の取り消しが命じられた。本来であれば、それを受けた議長がそれを本会議にて議事として議決の取り消しが命じられたことを報告しなければならないが、榛東村議会議長は未だ報告していない。

さらに、令和3年4月9日発行の議会だより第94号では、約1頁にわたって、その懲罰の議決について掲載しているが、その取り消しについては、令和3年10月22日発行榛東村議会だより第96号で欄外に小さく記載したのみである。

この2号にわたる議会だより発行の不公正、不適切、違法性はいうまでもなく、この審決申請の対応のために榛東村が委託した弁護士に支出した、その費用220,000円は違法不相当である。

- (3) その行為が、違法または不当であるとする理由

まず、審決申請書を列記する。

これは、懲罰の取り消しを求めるために、懲罰の翌日である令和3年3月12日に群馬県山本一太知事あてに審決請求書が提出されたものであり。その内容は、以下の項番1～4のとおりで、証拠は甲第1号証から甲第14号証の目録のとおりであり、添付するものとする。

《一部省略》

審決書

審決申請人

群馬県北群馬郡榛東村大字 ■■■○○○○

■■■■■

処分庁

群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

榛東村議会

同代表者議長 小山久利

同代理人弁護士 ■■■■

上記審決申請人（以下「申請人」という。）から令和3年3月12日付けで提起のあった上記処分庁による榛東村議会議員の出席停止処分（以下「本件処分」という。）についての審決の申請（以下「本件申請」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第255条の5の規定による自治紛争処理委員の審理を踏まえ、次のとおり審決する。

主文

処分庁が令和3年3月11日に申請人に対して行った本件処分を取り消す。

《一部省略》

(4) どのような損害を与え、または与えるおそれがあるか。

本件の弁護士費用は、当初予算でも途中の補正予算でも審理の上、議決されたものでなく、令和3年10月8日の審決日の後、予備費流用され支出が行われた（証拠5番）ものである。これらは榛東村議会の懲罰が違法とされ、その議決が取り消されているのであるから、その弁護士費用は、その違法行為を行った者が支払うのは当然であり、公金の支出は違法である。

(5) どのような措置を請求するのか。

監査委員は榛東村長真塩卓に、榛東村議会議長らが行った違法行為を正当化させるための弁護士委託費用220,000円を榛東村議会議長小山久利氏及び関連する個人から全額返還させるための必要な措置を講ずるよう勧告されたい。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

住民監査請求が地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実を予防又は是正しもって違法財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものと解されることからすると、請求人が求める措置は法が定める財務会計機関を対象としなければならない。

この場合、法が定める財務会計機関とは、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（以下「当該職員等」という。）であり、すなわち、その適否が問題とされる財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして当該権限を有するに至った者を広く意味し、その反面およそ当該権限を有する地位ないし職にあると認められない者はこれに該当しないと解するのが相当である（最高裁判所第二小法廷昭和62年4月10日判決参照）。

これを本件請求についてみると、請求人は、村議会議長を請求の対象となる機関と主張しているが、議長は、本件請求において請求人が違法不当であると主張している公金の支出を行う権限を何ら有していないものであり、言い換えれば、本件請求においては法第242条第1項にいう当該職員等に該当しないというべきである。

したがって、本件請求は、法が定める請求対象機関を対象としていない不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、主文のとおり決定する。

なお、監査委員三俣実は、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

令和4年10月14日

榛東村監査委員 小池 秀樹